明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二）　三
○最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（三三）　五
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（三四）　六
○博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（三五）　六

〔省　令〕
○最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令（総務六）　四
○博物館法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　六
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　五
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七）　六

〔告　示〕
○平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件（デジタル庁・総務三）　六
○令和二年総務省告示第二百七十六号の一部を訂正する件（総務二七）　六
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同二八）　六
○指定船舶等に乗船している船員の不在者投票及び南極調査員の不在者投票における投票並びに不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書を受信するために市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件（同二九）　六
○審査分会長等の職務のために要する費用の額の一部を改正する件（中央選挙管理会七）　六
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四二、四四、四五、四七、四八）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同四三、四六）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（経済産業一五）　七

〔官庁報告〕
国家試験
令和四年度情報セキュリティマネジメント試験合格者（経済産業省）　六
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　六
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二号）（総務省）

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八六号）の施行期日は、令和五年二月一七日とした。

◇最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第三三号）（総務省）

一　最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正関係

1　投票に関する書類等の保存に関する事務の合理化

㈠　審査の投票に関する書類（審査に用いなかった投票用紙を含む。）は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間、保存しなければならないこととした。（第六条及び第一一条関係）

(1)　当該書類のうち(2)に掲げるもの以外のもの　審査の期日から五年間（審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

(2)　審査に用いなかった投票用紙　審査の期日から審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

㈡　審査の開票に関する書類、審査分会に関する書類及び審査会に関する書類は、審査の期日から五年間（審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならないこととした。（第一〇条、第一一条及び第一五条関係）